## 社会福祉法人方光会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人方光会役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びに その支給について定めることを目的とする。

(役 員)

- 第2条 前条に規定する役員等とは次に掲げる者をいう。
  - (1) 理事長
  - (2) 理事・監事
  - (3) 評議員
  - (4) その他理事長が必要と認めた者

## (報酬及び費用弁償の額)

第3条 前条に規定する役員等の報酬及び費用弁償の額は次の通りとし、理事会、会計調査・会計監査、評議員会及び苦情解決第三者委員会に出席又は書面による議決をした場合に支給する。

	理事長の報酬の支給にあたっては、理事 50,000円 0,000円 0,000円 の出席を含む。)
--	---

役 職 名	報酬	車 賃	備考
監 事	20,000 円		方光会監査
理事・監事 評議員 (理事長含む)	5,000 円	1 k m あたり 3 7 円	理事会 評議員会
第三者委員	3,000 円		
その他理事長が必要 と認めた者	3,000 円		

但し、往復で2km以上の者について適用する。

(旅 費)

第4条 役員等の旅費については、本会職員旅費規程に準じて実費を支給する。

附 則 (平成1年4月1日制定)

この規程は、平成1年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月20日改正)

この規程は、平成14年12月20日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日改正)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月19日改正)

- この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 21 年 9 月 30 日改正)
- この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 23 年 2 月 18 日改正)
- この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 26 年 3 月 20 日改正)
- この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 29 年 3 月 23 日改正)
- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 29 年 6 月 10 日改正)
- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 (令和元年 6 月 13 日改正)
- この規程は、令和元年7月1日から施行する。 附 則 (令和4年6月1日改正)
- この規程は、令和4年3月23日から適用する。